

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に疑義はございません。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

満期保有目的の債券……………総平均法による原価基準を採用している。

(2) 固定資産の減価償却について

什器備品……………定率法による減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金……………職員の退職に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上している。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	30,990,000	—	—	30,990,000
投資有価証券	20,010,000	—	—	20,010,000
小 計	51,000,000	—	—	51,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	28,800,000	—	—	28,800,000
小 計	28,800,000	—	—	28,800,000
合 計	79,800,000	—	—	79,800,000

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	30,990,000	—	(30,990,000)	—
投資有価証券	20,010,000	—	(20,010,000)	—
小 計	51,000,000	—	(51,000,000)	—
特定資産				
退職給付引当資産	28,800,000	—	—	(28,800,000)
小 計	28,800,000	—	—	(28,800,000)
合 計	79,800,000	—	(51,000,000)	(28,800,000)

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品			
キャビネット	150,000	149,999	1
テレビ	150,850	150,849	1
本 棚	245,400	245,399	1
タイルカーペット	336,000	319,200	16,800
パーテーション	357,000	353,426	3,574
プロジェクター	177,000	169,919	7,081
応接セット	366,009	318,169	47,840
ノートパソコン	215,040	215,039	1
パソコン	218,400	218,399	1
合 計	2,215,699	2,140,399	75,300

6. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益	利率	満期日
利付商工組合中央金庫債券	15,000,000	15,007,500	7,500	0.12%	H27.10.27
利付商工組合中央金庫債券	2,500,000	2,500,250	250	0.08%	H28.7.27
利付商工組合中央金庫債券	2,510,000	2,510,000	0	0.04%	H29.8.11
合 計	20,010,000	20,017,750	7,750		

7. リース取引関係については次のとおりである。

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：円)

科 目	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
什 器 備 品	1,714,939	1,075,875	639,064
合 計	1,714,939	1,075,875	639,064

② 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	434,079 円
1 年超	304,733
合計	738,812

③ 支払事業年度に係る支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	442,440 円
減価償却費相当額	346,458
支払利息相当額	15,031

④ 減価償却費相当額の算定方法

定率法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。